

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室

評価実施時期：平成19年8月

<p>施策名</p>	<p>児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること</p> <p>(VI-3-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子供を産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、自立を促すため、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実させる。併せて、配偶者による暴力被害者の適切な保護及び自立に向けた支援のため、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設における相談・保護の充実化を図る。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>児童虐待防止対策については、市町村における要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置が促進されるなど市町村の体制が強化され、また、児童相談所における24時間365日体制確保の促進など児童相談所の体制も強化されているところである。また、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数の増加により、施設の小規模化も進んでいるところであり、児童虐待の「発生予防」、「早期発見・早期対応」、子どもの「保護・自立支援」の取組に一定の成果を示し、さらに、婦人相談員の設置数についても増加しており、DV被害の相談体制の充実が図られたことにより目標達成に向けて進展があったものと評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>	

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
		1	要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村数(単位:自治体) (全市町村/平成21年度)	702 (21.7)	967 (30.1)	1,243 (39.8)
2	24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市数(単位:自治体) (全ての都道府県、指定都市、児童相談所設置市/平成21年度)	—	—	—	43 (70.5)	64 (100)
3	小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数 (単位:か所) (845か所以上/平成21年度)	26	40	280	375	412
4	婦人相談員の設置数 (単位:か所) (前年度以上/毎年度)	805	840	866	904	915
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものであり(同法25条の2)、平成16年度までは虐待防止ネットワークの設置数、平成17年度からは要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置数である。なお、()内は、全国の市町村数に占める割合(%)である。 ・指標2は、雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。平成14～16の数値は、事業開始が平成17年度からのため、記載できない。 ・指標3は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。 ・指標4は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の「婦人保護事業実施状況報告」による。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「児童相談所、警察、学校、NPOなどが連携して、子どもを虐待から守る地域ネットワークの市町村への設置を進めます」、「配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況に置かれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます」